三浦市市民交流拠点整備事業

基本協定書(案)

令和5年1月30日 令和5年2月27日修正

三浦市

目次

第1条	(事業契約の締結)]
第2条	(甲及び乙の義務)	1
第3条	(事業契約の締結に向けた協議)	1
第4条	(準備行為)	2
第5条	(事業契約不調時等の取扱い)	2
第6条	(本協定上の権利義務の譲渡禁止)	2
第7条	(秘密保持)	2
第8条	(本協定の変更)	2
第9条	(本協定の有効期間)	2
第 10 条	(準拠法及び裁判管轄)	2
第11条	(規定外事項)	9

三浦市市民交流拠点整備事業

基本協定書(案)

三浦市市民交流拠点整備事業(以下「本事業」という。)に関して、三浦市(以下「甲」という。)と●●、●●及び●●(以下総称して「乙」という。)との間で、以下のとおり基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

本協定は、甲が本事業の民間事業者選定手続において、乙を優先交渉権者として決定したことを確認のうえ、甲及び乙が締結する基本契約書、工事請負契約約款(設計・施工一括)及び定期借地権設定契約(以下「事業契約」と総称する。)の締結に向けた双方の協力について定めることを目的とする。

第1条 (事業契約の締結)

甲及び乙は、本事業に関し、甲が令和5年1月30日に公表した募集要項及び募集要項の別添資料(要求水準書及びそれらの添付資料を含む)並びにこれらに関する質問回答書(その後の変更を含む。以下「募集要項等」と総称する。)において甲が提示した条件に従って、乙が甲に提出した本事業に関する事業提案書及びこれに付随する書類(以下「事業提案書等」と総称する。)の内容に基づき事業契約を締結する。

第2条 (甲及び乙の義務)

甲及び乙は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

- 2 甲は、乙の優先交渉権者としての地位を尊重し、事業提案書等に沿った内容の事業契約とするよう努力するものとする。
- 3 乙は事業契約の締結に向けた協議において、本事業の民間事業者選定手続にかかる三浦市市 民交流拠点整備事業審査委員会及び甲の要望を尊重する。

第3条 (事業契約の締結に向けた協議)

甲及び乙は、令和●年●月を目途として基本契約書の本契約及び工事請負契約約款(設計・施工一括)の仮契約を、また、令和●年●月を目途として定期借地権設定契約の本契約を、それぞれ締結できるよう最大限努力するものとする。

※将来活用用地の提案があった場合には、「令和●年●月を目途として」を「別途甲と乙で合意 した日を目途として」に修正又は追加する。

※乙が事業提案書等において民間施設の整備運営に関するコンセプトや内容、取り組み等を提案 せずに民間施設整備運営事業を行う意欲がある旨を記載した場合には、本項を「甲及び乙は、令 和●年●月を目途として基本契約書の本契約及び工事請負契約約款(設計・施工一括)の仮契約 を締結できるよう最大限努力するものとする。また、民間施設整備運営事業の内容を具体化の上、 事業を実現できるよう最大限努力するものとする。」に修正する。

2 甲が乙に提示する事業契約の文言に関して、乙より書面にて説明を求められた場合、甲は本事業の目的、理念に照らして募集要項等において示された条件の範囲内で趣旨を明確化する。

第4条 (準備行為)

事業契約の締結前であっても、乙は自己の費用と責任において本事業に関してスケジュールを 遵守するために必要な準備行為(本事業の実施に必要な設計、各種申請及びこれらに伴う甲との 協議を含む。)を行うものとし、甲は必要かつ可能な範囲内でかかる準備行為に協力する。

第5条 (事業契約不調時等の取扱い)

事由の如何を問わず、甲及び乙の間で事業契約の締結に至らなかった場合、それぞれが本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

第6条 (本協定上の権利義務の譲渡禁止)

甲及び乙は、相手方の承諾なく本協定上の権利義務につき、第三者に譲渡又は担保権の設定を してはならない。

第7条 (秘密保持)

甲及び乙は、本基本契約の履行において相手方から秘密として提供を受けた情報(以下、「秘密」という。)について、相手方の承諾なくして第三者に開示しないことを相互に確認する。ただし、取得時に既に公知であることが判明した情報、又は甲及び乙の責めによらず公知になった情報は、この限りでない。

- 2 甲及び乙は、秘密について、本事業遂行のために必要な限度の範囲の職員、役員及び従業員 に限り、守秘義務を課して開示できるものとする。
- 3 甲及び乙は、秘密について、本事業に関わってそれぞれが契約する弁護士、公認会計士、税 理士、不動産鑑定士その他の専門家に開示する必要がある場合には、本条と同等の守秘義務を 課して開示できるものとする。
- 4 甲及び乙は、三浦市情報公開条例(平成15年三浦市条例第21号)その他法令等により開 示義務を負い、又は司法機関、行政機関等から正当な権限に基づき秘密の開示の要求を受けた 場合には、これらの者に開示できるものとする。
- 5 甲及び乙は、前3項の規定により秘密を開示したときは、相手方に報告するものとする。
- 6 本条の効力は、本事業終了後においても存続する。
- 7 乙は、本事業から脱退した後においても、本条の義務を負うものとする。

第8条 (本協定の変更)

本協定の規定は、甲及び乙の書面による合意によらなければ変更することはできない。

第9条 (本協定の有効期間)

本協定の有効期間は、締結された全ての事業契約が終了した日又は全ての事業契約が締結に至る可能性がないと甲が判断し乙に通知し、かつ乙がこれを承諾した旨を回答した日までとする。

第10条 (準拠法及び裁判管轄)

本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は横浜地方裁判所とする。

第11条 (規定外事項)

本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本協定の各条項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、本書●通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和●年●月●日

甲:神奈川県三浦市城山町1丁目1番地

三浦市

三浦市長 吉田英男

乙:

住所

商号

代表者

住所

商号

代表者

住所

商号

代表者

住所

商号

代表者

住所

商号

代表者